

富里市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第9項の規定により、平成29年度財政援助団体等監査報告書を別冊のとおり公表します。

平成29年9月29日

富里市監査委員 川名部 正 一
富里市監査委員 布 川 好 夫

平成29年度

財政援助団体等監査報告書

富里市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

第2 監査の期間

平成29年5月12日から平成29年9月28日まで
(委員聴取日 平成29年6月29日)

第3 監査の場所

中部ふれあいセンター
富里市福祉センター

第4 監査の対象

- 1 公の施設の指定管理者
対象団体：中部ふれあいセンター管理運営委員会
対象施設：中部ふれあいセンター
所管部課：市民経済環境部市民活動推進課
- 2 財政援助団体
対象団体：公益社団法人 富里市シルバー人材センター
対象補助金：富里市シルバー人材センター事業補助金
所管部課：市民経済環境部商工観光課

第5 監査の範囲

- 1 公の施設の指定管理者
平成28年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務
- 2 財政援助団体
平成28年度の補助金に係る出納その他の事務
ただし、必要がある場合は1，2とも上記以外の期間も範囲とした

第6 監査の主眼

- 1 公の施設の指定管理者
 - (1) 対象団体
 - ア 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。
 - イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - (ア) 市との協議，各種報告は協定等どおりになされているか。特に，協議，承認なく処理しているものはないか。
 - (イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
 - (ウ) 管理に関する経費の請求，受領は協定どおりになされているか。
 - (エ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。
 - (オ) 事業報告書は適正に作成されているか。(管理業務の実施状況及び利用状況 使用料の実績や管理業務に係る経理の状況等)
 - (カ) 利用料金の収納は適正に行われているか。
 - (キ) 住民の平等利用は確保されているか。
 - ウ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。

エ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿，記帳は適正になされているか。また，領収書類の整備，保存は適切になされているか。

(2) 所管部課

ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は，法，条例等に根拠を置いているか。

(ア) 指定管理者の指定の手續，指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。

(イ) 利用料金制を採用している場合，条例に規定されているか。

イ 指定管理者の指定は，適正・公正に行われているか。

(ア) 指定管理者に管理を行わせる施設の名称，指定管理者となる団体の名称，指定期間について，議会の議決を経ているか。

(イ) その他指定の手續きは条例等に基づき適正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等の締結は，適正に行われているか。

エ 協定書等には，必要事項が適正に記載されているか。

(ア) 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。

(イ) 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。

(ウ) 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。

オ 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。

カ 管理に関する経費の算定，支出の方法，時期，手續等は適正になされているか。

キ 事業報告書の点検は適切になされているか。

ク 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め，調査し，又は指示を行っているか。

2 財政援助団体(補助金)

(1) 対象団体

ア 事業計画書，予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金の交付申請，実績報告等は符合するか。

イ 補助金交付申請及び請求，受領は適時に行われているか。

ウ 事業は，計画及び交付条件に従って実施され，十分効果があげられているか。

エ 出納関係帳票の整備，記帳は適正か。また，領収書等の証拠書類の整備，保存は適切か。

オ 補助金に係る収支の会計経理は適切か。

(2) 所管部課

ア 補助金の決定は予算・法令等に適合しているか。

イ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また，公益上の必要性は十分か。

ウ 補助金の算定，交付方法，時期及び手續等は適正か。

エ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告等によりなされているか。

オ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

第7 監査の方法

1 公の施設の指定管理者

平成28年度において，公の施設の指定管理者であった団体のうち1団体を抽出し，上記監査の主眼に基づき，団体代表者，団体役員及び団体事務員，所管部課職員などから説明を聴取し，通常実施すべき監査手續きで実施した。

団体及び所管部課には，事前に監査資料及び関係諸帳簿の提出を求め，現地にて監

査委員、補助職員による実査を行った。

なお、留意すべき事項で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

2 財政援助団体(補助金)

平成28年度において、財政援助を行った団体のうち1団体を抽出し、上記監査の主眼に基づき、団体代表者、団体事務局長及び会計担当者、所管部課職員などから説明を聴取し、通常実施すべき監査手続きで実施した。

団体及び所管部課には、事前に監査資料及び関係諸帳簿の提出を求め、現地にて監査委員、補助職員による実査を実施した。

第8 監査の結果

1 公の施設の指定管理者

監査の結果、指定管理者にあつては、条例等関係法令の定めるところにより基本協定書、年度協定書、仕様書に沿っておおむね適正に施設管理及び運営を行っているものと認められた。

また、所管部課についても、指定管理者に係る事務がおおむね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、下記の事項について検討・改善を図り、事務処理の適正化に努められたい。

(1) 団体に対して

ア 文書の保存方法、保存年限について所管部課と協議し、検討されたい。

イ 決算書については、実態に即した形で作成されたい。

(2) 所管部課に対して

ア 団体から提出された書類については、協定書に基づき十分に精査されたい。

イ 施設の経年劣化が進んでいるため、状況把握に努め、施設修繕計画を検討されたい。

ウ 使用料については、事故防止の観点から、早期に納付するよう指導されたい。

2 財政援助団体(補助金)

監査の結果、財政援助団体及び所管部課の財政援助(補助金)に係る出納その他の事務の執行及び補助金交付事務の執行については、下記の事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。

ついでには下記の事項について検討・改善を図り、事務処理の適正化に努められたい。

(1) 所管部課に対して

当該補助金の補助金交付要綱は、補助金額の算定根拠が不明確なため、補助金交付要綱の見直しに努められたい。

第9 団体施設概要等

1 公の施設の指定管理者

(1) 指定管理者に指定されている公の施設

中部ふれあいセンター 富里市七栄448番地10

(2) 指定期間(協定書の協定期間)

平成26年4月1日～平成29年3月31日

(3) 指定管理に係る管理運営委託料(平成28年度)

予算額 5,047,000円

決算額 4,896,347円

- (4) 決算状況（平成28年度）
管理運営費収入 5,047,026円
管理運営費支出 4,896,373円
管理運営費剰余金 150,653円
（剰余金150,653円は富里市に戻入）
- (5) 年間利用者数及び申請件数（平成28年度）
22,641人 1,665件
- (6) 主な管理業務内容
ア 使用許可書の発行及び使用料の収納に関する業務
イ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (7) 施設概要
所在地 富里市七栄448番地10
構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
階数 地上2階建
延床面積 528.34㎡
貸出施設 1階 多目的ホール
2階 和室, 調理室, 会議室

2 財政援助団体

公益社団法人 富里市シルバー人材センター

- (1) 団体の概要
ア 目的
シルバー人材センターは、高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の簡易な業務に係る就業の機会を確保し、提供することにより、その能力を生かした就業その他社会参加活動を援助して、生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。
- イ 会員数
男性183名 女性55名 計238名（平成29年3月31日現在）
- ウ 役員数及び職員数
理事10名 監事2名 職員3名（事務局長は理事を兼務）
- (2) 補助金概要及び補助金額等
ア 補助金の名称
富里市シルバー人材センター事業補助金
- イ 補助金根拠要綱
富里市シルバー人材センター事業補助金交付要綱
- ウ 補助金の交付目的
定年退職者等の高齢者の就業機会を確保し、生きがいの充実、社会参加の推進を図ることを目的とする
- エ 補助金交付額
平成28年度 9,900,000円（確定額）

